#### 目 昭和四十年法律第百九号 次

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

第一 総則(第一条・第二条)

第 一節 砂糖の価格調整に関する措置 輸入に係る砂糖の価格調整に関する 措置(第三条—第十条)

第二節 三 節輸入加糖調製品の砂糖との価格調整 異性化糖の砂糖との価格調整に関す る措置 (第十一条―第十八条)

第

兀 節甘味資源作物交付金及び国内産糖交 八条の七) に関する措置(第十八条の二―第十

第 付金の交付(第十九条―第二十二 5

第五節 でん粉の価格調整に関する措置 雑則(第二十三条―第二十五条の

第

節輸入に係るでん粉等の価格調整に関

する措置(第二十六条―第三十二

第二 節でん粉原料用いも交付金及び国内産 いもでん粉交付金の交付(第三十三

附則 第五章 第四章 罰則 雑則 条—第三十六条) (第四十条—第四十三条) (第三十七条—第三十九条)

章 総則

保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉の製造作物及びでん粉原料用いもに係る農業所得の確 等の価格調整に関する措置、異性化糖及び輸入 定に寄与することを目的とする。 定的な供給の確保を図り、もつて国民生活の安を通じて、国内産糖及び国内産いもでん粉の安 事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展 交付する措置等を定めることにより、甘味資源 いも及び国内産いもでん粉についての交付金を 甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用 加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置、 この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉

第二条 この法律において「甘味資源作物」 は、てん菜及びさとうきびをいう。 と

2 この法律において「国内産糖」とは、甘味資

源作物を原料として国内で製造される砂糖をい

3 の及び着色したものを除く。)をいう。 作を加えて糖みつを分離することをいう。)を その他これらに類するもの、香味料を加えたも 満に相当するもの(車糖、でん粉を加えた粉糖 定するものに限る。)の読みで九十八・五度未 に対するしよ糖の含有量が検糖計(旋光度を測 した砂糖であつて、乾燥状態において、全重量 この法律において「粗糖」とは、分みつ(操

4 この法律において「異性化糖」とは、でん粉 する糖をいう。 を酵素又は酸により加水分解して得られた主と してぶどう糖からなる糖液を酵素又はアルカリ により異性化した果糖又はぶどう糖を主成分と

られるものとして政令で定めるものをいう。 糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安 砂糖を使用した輸入される調製品であつて、砂 定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認め この法律において「輸入加糖調製品」とは、

6 は、でん粉の製造の用に供するばれいしよ及び かんしよをいう。 この法律において「でん粉原料用いも」と

7 は、でん粉原料用いもを原料として国内で製造 されるでん粉をいう。 この法律において「国内産いもでん粉」と

8 用途の競合の状況及び価格差に鑑み、国内産い があると認められるものとして政令で定めるも もでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれ 入される農産物であつて、当該農産物を原料と 物」とは、でん粉の製造の用に供するために輸 のをいう。 して製造されるでん粉と国内産いもでん粉との この法律において「でん粉原料用輸入農産

9 この法律において「砂糖年度」及び「でん粉 10 この法律において「輸入」とは、関税法 年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日 までの期間をいう。 (昭

和二十九年法律第六十一号)第二条に定める輸 入をいう。 第二章 砂糖の価格調整に関する措置 第一節 輸入に係る砂糖の価格調整に関

(砂糖調整基準価格) する措置

第三条 農林水産大臣は、毎砂糖年度、 基準価格を定めなければならない。 の開始前十五日までに、粗糖につき、 砂糖調整 当該年度

2

定糖に係る輸入申告の前に、売渡申込書を機構

前項の規定による指定糖の売渡しは、

に提出してしなければならない。

用については、前項の規定による売渡申込書

の

指定糖についての関税法第七十条の規定の適

2 がその額を下回つて低落した場合にこれによる 砂糖調整基準価格は、輸入に係る砂糖の価格 3

定めるものとする。 が特に効率的に生産されている場合の生産費のとなると認められる価格として、甘味資源作物 甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造 税の額に相当する金額を除く。)に換算して、 政令で定めるところにより粗糖の輸入価格 際価格の動向を考慮して定める額を基準とし、 礎として、政令で定めるところにより粗糖の国 合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基 め輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要 額に国内産糖が特に効率的に製造されている場 業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するた (関

3 農林水産大臣は、砂糖調整基準価格を定めよ うとするときは、食料・農業・農村政策審議会 の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、砂糖調整基準価格を定めた ない。 ときは、遅滞なく、これを告示しなければなら

|第四条 砂糖調整基準価格は、内外の砂糖の需給 2 事情、物価その他の経済事情に著しい変動が生 準価格の改定について準用する。 要があるときは、改定することができる。 じ、又は生ずるおそれがある場合において、必 前条第三項及び第四項の規定は、砂糖調整基

第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又 四十三年法律第五十四号)第十四条の規定によ その輸入申告に係る指定糖が関税定率法(明治 政法人農畜産業振興機構(以下「機構」とい ろにより、その輸入申告に係る指定糖を独立行 という。)は、その輸入申告の時について適用 る輸入の申告 (以下「輸入申告」という。) を という。) につき関税法第六十七条の規定によ 合した糖で政令で定めるもの(以下「指定糖」 で定める場合は、この限りでない。 り関税が免除されるものである場合その他政令 う。) に売り渡さなければならない。ただし、 される次条の平均輸入価格が砂糖調整基準価格 告に係る指定糖の所有者でない場合にあつて する者(その者が当該輸入申告の際その輸入申 は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混 は、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」 (輸入に係る指定糖の機構への売渡し) に満たない額であるときは、政令で定めるとこ 4

指定糖についての機構の買入れの価格は、次に第七条第五条第一項の規定による売渡しに係る 指定糖についての機構の買入れの価格は、 掲げるとおりとする。

二 当該指定糖が砂糖と砂糖以外の糖とを混合 入価格(粗糖以外の砂糖にあつては、その種 令で定めるところにより算出される額を加減 類に応じて、当該平均輸入価格に農林水産省 その輸入申告の時について適用される平均 して得た額) した糖(以下 「混合糖」という。) である場

掲げる額を加えて得た額 合にあつては、次のイに掲げる額に次の口に イ その輸入申告の時について適用される平 る砂糖の割合をいう。以下同じ。) を乗じ 均輸入価格に砂糖含有率(混合糖に含まれ (当該混合糖に含まれる砂糖が粗

機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみ 提出があつた場合における当該申込みに対する

で定める。 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、

(平均輸入価格)

第六条 粗糖の平均輸入価格(以下この節及び 農林水産大臣が定める。 平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの 令で定める期間ごとにその各期間を適用期間と 節において「平均輸入価格」という。)は、政 標準額の平均額を加えて得た額を基準として、 し、政令で定めるところにより、その期間前 一定期間の海外における代表的な粗糖の市価

2 ればならない。 までに、その適用期間を明示して、告示しなけ 平均輸入価格は、その適用期間の初日前三日

3 ればならない。 の平均輸入価格及びその適用期間を告示しなけ 場合には、農林水産大臣は、遅滞なく、改定後 存期間について、改定することができる。この した場合その他政令で定める場合には、その残 いても、海外における粗糖の市価が著しく騰貴 平均輸入価格は、その適用期間の満了前にお

て準用する。この場合において、同項中「政令 み替えるものとする。 し」とあるのは、「当該残存期間につき」 で定める期間ごとにその各期間を適用期間と 第一項の規定は、平均輸入価格の改定につい 一と読

(輸入に係る指定糖の買入れの価格)

当該指定糖が砂糖である場合にあつては、

より算出される額を加減して得た額 基準価格に農林水産省令で定めるところに

第七条第一号に掲げる額

つては、その種類に応じて、当該砂糖調整

砂糖調整基準価格(粗糖以外の砂糖にあ

産省令で定めるところにより算出される額種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水 を加減して得た額) 糖以外のものである場合にあつては、その

均輸入価格に当該混合糖に含まれる砂糖以 該砂糖以外の糖との性状、用途、市価等の 外の糖の割合を乗じて得た額に、粗糖と当 応じて農林水産省令で定める割合を乗じて 差異を勘案して当該砂糖以外の糖の種類に その輸入申告の時について適用される平

(輸入に係る指定糖の売戻し)

第八条 機構は、第五条第一項の規定による指定 戻さなければならない。 糖の売渡しをした者に対し、その指定糖を売り

売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする機構は、第五条第一項の規定による指定糖の 保証金、証券その他の担保を提供させることが る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、 めるところにより、当該条件による買戻しに係 者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定 ない旨の条件を付することができる。 の売渡しに係る指定糖を買い戻さなければなら を受けるに当たつて、当該売渡しをする者がそ め、第五条第一項の規定による指定糖の売渡し 機構は、前項の規定による売戻しをするた

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の 売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。 示する額を超えるときは、その告示する額) は、その乗じて得た額)を控除して得た額 該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるとき のニに掲げる額を加えて得た額(その額が当 を乗じて得た額から、次のハに掲げる額に次 糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下 額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂 この条において「指定糖調整率」という。) 次のイに掲げる額と次の口に掲げる額との差 (国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、 次の口に掲げる額に加えて得た額

2 始前十五日までに、

軽減額」という。) 定めるところにより算出される額を加減し の種類に応じて、当該額に農林水産省令で 定める額(粗糖以外の砂糖にあつては、そ て得た額。以下この条において「異性化糖 性化糖に係る軽減額として農林水産大臣の 当該輸入申告の時について適用される異

糖調製品軽減額」という。) 加減して得た額。以下この条において「加 省令で定めるところにより算出される額を は、その種類に応じて、当該額に農林水産 大臣の定める額(粗糖以外の砂糖にあつて 入加糖調製品に係る軽減額として農林水産 当該輸入申告の時について適用される輸

掲げる額を加えて得た額 げる額に加えて得た額に、第七条第二号ロに えるときは、その告示する額)を次の口に掲 従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超 じて得た額)を控除して得た額(国際約束に 整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗 る額を加えて得た額(その額が当該指定糖調 た額から、次のハに掲げる額に次の二に掲げ する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得 の差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属 当該指定糖が混合糖である場合にあつて 次のイに掲げる額と次のロに掲げる額と

得た額(当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖 加減して得た額) 省令で定めるところにより算出される額を 類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産 以外のものである場合にあつては、その種 砂糖調整基準価格に砂糖含有率を乗じて

第七条第二号イに掲げる額

得た額(当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖 令で定めるところにより算出される額を加 外のものである場合にあつては、その種類 類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産 以外のものである場合にあつては、その種 省令で定めるところにより算出される額を に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省 た額(当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以 加糖調製品軽減額に砂糖含有率を乗じて 異性化糖軽減額に砂糖含有率を乗じて得

指定糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開 加減して得た額) 政令で定めるところによ

で除して得た数を限度として、定めるものとす 第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量

係る砂糖及び国内産糖の推定総供給数量 らの数量の見込数量を参酌して定めた輸入に の供給数量を基準とし当該年度におけるこれ 糖を含む。以下同じ。)の数量及び国内産糖 量を参酌して定めた国内産糖の推定供給数量 数量を基準とし当該年度におけるその見込数 (輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂 当該年度の前年度における輸入に係る砂糖 当該年度の前年度における国内産糖の供給

量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数 る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算し 得た額を、政令で定めるところにより輸入に係 度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間 た額を限度として、定めるものとする。 異性化糖軽減額は、第十二条第一項の砂糖年

年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌る異性化糖の数量を含む。)を基準とし当該 糖推定供給数量」という。) 項及び第十五条第三項において「標準異性化 じ。) の数量に換算した数量 (第十二条第一 化糖(農林水産省令で定める規格の異性化糖 数量を、政令で定めるところにより標準異性 で定めるものをいう。以下同じ。) に含まれ 他の異性化糖以外の糖とを混合した糖で政令 おける異性化糖の製造数量及び輸入数量(輸その適用期間の属する砂糖年度の前年度に に含まれる固形分としての糖をいう。以下同 糖に含まれる異性化糖を含む。)の推定供給 入に係る混合異性化糖(異性化糖と砂糖その して定めた異性化糖(輸入に係る混合異性化

一 その適用期間の属する砂糖年度における前 項第二号に掲げる数量

三 その適用期間における第十一条第一項の異 調整率を乗じて得た額 である場合には、当該異性化糖調整基準価格以上の額給価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額化糖の平均供給価格(当該異性化糖の平均供 年度に係る第十五条第一項第一号の異性化糖 性化糖調整基準価格と第十二条第一項の異性 格)との差額に、その適用期間の属する砂糖

砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適 用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲 加糖調製品軽減額は、第十八条の三第一項の

> 乗じて得た額を、政令で定めるところにより輸 げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に 入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に 換算した額を限度として、定めるものとする。 輸入数量(第十八条の六第三項において「加込数量を参酌して定めた加糖調製品糖の推定 基準とし当該年度におけるその輸入数量の見 れる砂糖をいう。以下同じ。)の輸入数量を 糖調製品糖推定輸入数量」という。) おける加糖調製品糖(輸入加糖調製品に含ま その適用期間の属する砂糖年度の前年度に

その適用期間の属する砂糖年度における第 二項第二号に掲げる数量

三 その適用期間における第十八条の二第一項 品糖調整基準価格以上の額である場合には、加糖調製品糖の平均輸入価格が当該加糖調製 当該加糖調製品糖調整基準価格)との差額 第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格(当該 の加糖調製品糖調整基準価格と第十八条の三 十八条の六第一項の加糖調製品糖調整率を乗 に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第

あつては「第九条第三項」と、加糖調製品軽減 四項中「第一項」とあるのは異性化糖軽減額に み替えるものとする。 条の三第一項の砂糖年度を区分した期間」と読 間」と、加糖調製品軽減額にあつては「第十八 める期間」とあるのは異性化糖軽減額にあつて 額にあつては「第九条第四項」と、「政令で定 の平均輸入価格が改定された場合」と、同条第 準価格又は第十八条の三第一項の加糖調製品糖 第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改 た場合」とあるのは異性化糖軽減額にあつては 項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴し 化糖軽減額及び加糖調製品軽減額について、そて、第六条第二項から第四項までの規定は異性 は「第十二条第一項の砂糖年度を区分した期 は「第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基 定された場合」と、加糖調製品軽減額にあつて れぞれ準用する。この場合において、同条第三 第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は 第三条第四項の規定は指定糖調整率につ

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十条 第五条第一項の規定による売渡しに係る 合には、機構は、農林水産省令で定めるところ 指定糖が当該売渡し前に変質したものである場

6.16 異生と書り少書こり皿を開整に価格を減額することができる。 により、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの

関する措置 第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に

・・・・・・・・・・・・・・・・・(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性 について適用される異性化糖標準価格(第六条同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出の時 あり、かつ、当該移出の時について適用される 化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」と いう。以下同じ。)を超える場合は、この限り の価格に換算して農林水産大臣が定める価格を 価格を政令で定めるところにより標準異性化糖 第一号の規定により定められる機構の売戻しの おける輸入に係る粗糖についての第九条第一項 ごとにその各期間を適用期間とし、その期間に 以上の額である場合における当該期間を除く。) 用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格 第一項の政令で定める期間(当該期間をその適 が砂糖調整基準価格に満たない額である場合で 当該移出の時について適用される平均輸入価格 ればならない。ただし、輸入に係る粗糖につき その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなけ う。以下同じ。)に満たない額であるときは、 格に換算して農林水産大臣が定める価格をい を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格が異性化糖調整基準価格(砂糖調整基準価格 適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価 ら移出する場合においてその移出の時について いう。)は、製造した異性化糖をその製造場か 7 5 6

のである場合その他政令で定める場合法第十四条の規定により関税が免除されるも一 当該輸入申告に係る異性化糖等が関税定率

準価格に満たない額である場合であり、かついて適用される平均輸入価格が砂糖調整基 1一 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に

価格を超える場合
、当該輸入申告の時について適用される異性化糖標準入申告の時について適用される異性化糖が当該輸入申告の時について適用される次つ、当該輸入申告の時について適用される次

3 異性化糖調整基準価格は、毎砂糖年度、当該

は、併せて改定しなければならない。 定により砂糖調整基準価格が改定される場合に 4 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規

化糖標準価格について準用する。この場合にお るものとする。 る場合における当該期間を除く。)」と読み替え 九条第一項第一号の規定により定められる機構 価格の改定により輸入に係る粗糖についての第 が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入 いて、同条第三項中「海外における粗糖の市価 平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額であ 定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令 性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で ければならない」と、同条第四項中「第一項 ることができる」とあるのは「併せて改定しな の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定す で定める期間(当該期間をその適用期間とする の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異 第六条第二項から第四項までの規定は、異性

い。 では書を機構に提出してしなければならな 該異性化糖をその製造場から移出する前に、売 第一項の規定による異性化糖の売渡しは、当

第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、

19 いなどは、ことでは、これのの承諾によるにおける当該申込みに対する機構の承諾による売渡申込書の提出があつ込書を機構に提出してしなければならない。当該異性化糖等に係る輸入申告の前に、売渡申

場からの移出とみなす。行う次の行為は、製造した異性化糖のその製造行う次の行為は、製造した異性化糖の製造場において、異性化糖製造者が異性化糖の製造場においてに関し必要な事項は、政令で定める。

とを混合すること。製造した異性化糖と当該異性化糖以外の物

異性化糖製造者が異性化糖の製造を廃止する二 製造した異性化糖を消費すること。

場合において、製造した異性化糖がその製造場

3異性化糖標準 から移出するものとみなす。 製造を廃止する日に当該異性化糖を当該製造場に適用される次 に現存するときは、当該異性化糖製造者がその

12 第五条第三項の規定は、第二項の規定によるのとする。

(異性化糖平均供給価格)

第十二条 異性化糖の平均供給価格(以下「異性化糖平均供給価格」という。)は、標準異性化糖につき、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、次に掲げる額を基準とし、その適用期間の属する砂糖年度に係る標準異性化糖推定供給数量のうち製造に係る部分と輸入に係る部分との比率を勘案して、る部分と輸入に係る部分との比率を勘案して、高部分と輸入に係る部分との比率を勘案して、場別を開発を関係。

的な費用の額並びに異性化糖の製造及び販売に要する標準するに設ける異性化糖の原料でん粉の価格

この適用期間前の一定期間の海外の異性化の主要な生産地域における異性化糖の市価の平均額、輸入するまでの運賃その他の諸掛の平均額、輸入するまでの運賃その他の諸掛の主要な生産地域における異性化糖の市価糖の主要な生産地域における異性化糖の市価

は、異性化糖等の買入れの価格) は、異性化糖等の買入れの価格) は、「政令で定める期間」とあるのは「政令で定める期間」とあるのは「海外における異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の再性化糖の主要な生産地域における異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の高くで定めるところにより砂糖年度を区分した期間」と読み替えるものとする。

の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格異性化糖平均供給価格(標準異性化糖以外の異国内産異性化糖の移出の時について適用されるう。)についての機構の買入れの価格は、当該係る異性化糖(以下「国内産異性化糖」とい係る異性化糖(以下「国内産異性化糖」とい第十三条 第十一条第一項の規定による売渡しに

に糖を当該製造場 額を加減して得た額)とする。に乗る異に糖製造者がその 農林水産省令で定めるところにより算出される

当する金額を控除して得た額とする。 という。)についての機構の買入れの価格は、次のう。)についての機構の買入れの価格は、次のう。)についての機構の買入れの価格は、次のは掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相による売渡しに係る異に掲げる額を控除して得た額とする。

の口に掲げる額を加えて得た額 の口に掲げる額を加えて得た額の口に掲げる額を加えて得た額が の口に掲げる額を加減して得た額が をで定める規格の区分に応じて、当該異性化 をで定める規格のとこれでは、農林水産省 の口に掲げる額を加えて得た額

う。以下引きると失うて得上員(当亥命合異性化糖に含まれる異性化糖の割合をい性化糖平均供給価格に異性化糖含有率(混イ その輸入申告の時について適用される異の口に掲げる額を加えて得た額

その輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格に、標準異性化糖以外の糖の混合を乗じて得たな。大学を実して当該異性化糖以外の糖の種類に応じないで、当該異性化糖以外の糖のの差異を勘該輸入混合異性化糖以外の糖のの差異を勘該輸入混合異性化糖以外の糖の意異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘談輸入混合異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額

(異性化糖等の売戻し)

第十四条 機構は、第十一条第一項又は第二項の

定糖」とあるのは「その売渡しに係る異性化糖性化糖等の売渡し」と、「その売渡しに係る指は「第十一条第一項又は第二項の規定による異は「第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡し」とあるの定による異性化糖等の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条定による異性化糖等の売戻しについて準用する。

し」と読み替えるものとする。一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡よる指定糖の売渡し」とあるのは「第十一条第年」と、同条第三項中「第五条第一項の規定に

(異性化糖等の売戻しの価格)

糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとす糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとすります。

- 得た額を次の口に掲げる額に加えて得た額 る農林水産大臣の定める率(以下この条にお 産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係 る額と次の口に掲げる額との差額に当該国内 いて「異性化糖調整率」という。)を乗じて 異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定 ろにより算出される額を加減して得た額) 調整基準価格に農林水産省令で定めるとこ 外の異性化糖にあつては、農林水産省令で異性化糖調整基準価格(標準異性化糖以 国内産異性化糖については、次のイに掲げ 産省令で定める規格の区分に応じて、当該 性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水 定める規格の区分に応じて、当該異性化糖 適用される異性化糖平均供給価格(標準異 当該国内産異性化糖の移出の時について 2
- 産省令で定める規格の区分に応じて、当該 異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定 場た額。次号においては、次のイに掲げる 額と次の口に掲げる額との差額に当該輸入異 性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係 を異性化糖調整率を乗じて得た額を次の口に 掲げる額に相当する金額を控除して得た 類(その額が輸入異性化糖については、次のイに掲げる 額(その額が輸入異性化糖につき第十三条第 で告示する額を加えて得た額を改めるとさ で告示する額を加えて得た額を超えるとき は、その加えて得た額)
- ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時についイ 前号イに掲げる額
- から、消費税及び地方消費税の額に相当する条第二項第二号口に掲げる額を加えて得た額を年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を年度に係る異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖ける額と次の口に掲げる額との日の掲する砂糖がる額と次の口に掲げる額との差額に当該輸がる額と次の口に掲げる額との差額に当該輸で高額と次の口に掲げる額との差額に当該輸で高額と次の口に掲げる額との差額に当該輸で高額との差額に出する。

超えるときは、その加えて得た額)産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水性化糖につき同項の規定により定められる機金額を控除して得た額(その額が輸入混合異

- 算出される額を加減して得た額) 算出される額を加減して得た額(当該輸入混合異性化糖にを乗じて得た額に農林水産省令で定めるところによりた額に農林水産省令で定めるところによりた額に農林水産省令で定めるところによりた額に農林水産省令で定めるところによりである場合にあつては、農林水産省令で定めるところによりである場合では、当該輸入混合異性化糖含有率
- 1 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格について適用される異性化糖が標準異混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異異性化糖がで定める場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じ農林水産省令で定める規格の区分に応じ農林水産省令で定める規格の区分に応じた。当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される額を加減してあるところにより算出される額を加減しているところにより算出される額を加減している。

ロに掲げる額 ロに掲げる額を超える場合 次のる額が次のロに掲げる額を超える場合 次の一 国内産異性化糖については、次のイに掲げ

# - 前項第一号に掲げる額

- に掲げる額 額が次の口に掲げる額を超える場合 次の口二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる

# 前項第二号に掲げる額

して得た額 及び地方消費税の額に相当する金額を控除 及び地方消費税の額に相当する金額を控除 の適用される異性化糖標準価格から消費税 は、当該輸入異性化糖の輸入申告の時につい

- 前項第三号に掲げる額
- ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に 出該輸入混合異性化糖が標準異性化糖以 保証 により算出される異性化糖が標準異性化糖以 により算出される異性化糖が標準異性化糖以 により算出される異性化糖が標準異性化糖以 (当該混合異性でよめる、消費税及び地方消費税の額 て得た額から、消費税及び地方消費税の額 て得た額から、消費税及び地方消費税の額 て得た額から、消費税及び地方消費税の額 に 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に
- 3 異性化糖調整率につる金額を控除して得た額 異性化糖調整率につ 
  第二項第一号に掲げる数量を当該年度における第九条 
  第二項第一号に掲げる数量を当該年度における 
  響の程度を示すものとして政令で定めるところ 
  響の程度を示すものとして政令で定めるところ 
  ではより算出される数を乗じて得た数量で除して得た数に当該算出される数を乗じて 
  ではた数を限度として、定めるものとする。 
  て得た数を限度として、定めるものとする。 
  で得た数を限度として、定めるものとする。 
  いて準用する。
- 価格の減額)
- 及び売戻しの価格を減額することができる。である場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該異性化糖等につき買入れるところにより、当該売渡し前に変質したもの第十六条 第十一条第二項の規定による売渡しに
- 第十七条 異性化糖製造者は、第十一条第一項の

(異性化糖の移出の制限)

- 第十八条 第十一条第一項の施設により異性化糖第十八条 第十一条第一項の施設により異性化糖製造者がその製造を廃止し、又は休止しよところにより、農林水産省令で定める事項をところにより、農林水産省令で定めにおりませい。
- 係る事項に変更があつたときは、農林水産省令2 異性化糖製造者は、前項の規定による届出に

||次|| なければならない。 | なければならない。

調整に関する措置 第三節 輸入加糖調製品の砂糖との

(輸入加糖調製品の機構への売渡し)

第十八条の二 輸入加糖調製品につき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告の時について適用される次条第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格が加糖調製品・項の加糖調製品糖の価格を政令で定めるところにより加糖調製品糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る輸であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告をで定めるところにより、その輸入申告に係る輸入が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない場合にあるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告の際その輸入申告をが定めるところにより、その輸入申告を第十八条の二、輸入加糖調製品につき輸入申告を第十八条の二、輸入加糖調製品につき輸入申告を第十八条の二、輸入加糖調製品につき輸入申告を第十八条の二、輸入加糖調製品を機構に売り渡さなければならない。

- 二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に 用期間とする同項の粗糖の平均輸入価格が砂一項の政令で定める期間(当該期間をその適 るところにより加糖調製品糖の価格に換算し 期間とし、その期間における輸入に係る粗糖 当該期間を除く。)ごとにその各期間を適用 糖調整基準価格以上の額である場合における の平均輸入価格が当該輸入申告の時について ある場合であり、かつ、当該輸入申告の時に 輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額で るものである場合その他政令で定める場合 定率法第十四条の規定により関税が免除され て農林水産大臣が定める価格をいう。以下同 定められる機構の売戻しの価格を政令で定 適用される加糖調製品糖標準価格(第六条第 ついて適用される次条第一項の加糖調製品糖 ついて適用される第六条第一項の粗糖の平均 じ。)を超える場合 についての第九条第一項第一号の規定により 当該輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税
- らない。
  当該年度の開始前十五日までに定めなければなって、一切特調製品糖調整基準価格は、毎砂糖年度、
- ス、これを告示しなければならない。本定め、又はこれを改定したときは、遅滞なを定め、又はこれを改定したときは、遅滞ならには、併せて改定しなければならない。の規定により砂糖調整基準価格が改定される場の規定により砂糖調整基準価格は、第四条第一項

5 み替えるものとする。 額である場合における当該期間を除く。)」と読 粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の る期間(当該期間をその適用期間とする同項の 期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定め の加糖調製品糖標準価格の決定に関する」と、 項の」とあるのは「第十八条の二第一項第二号 しなければならない」と、同条第四項中「第一 定することができる」とあるのは「併せて改定 機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改 の第九条第一項第一号の規定により定められる 輸入価格の改定により輸入に係る粗糖について 市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均 において、同条第三項中「海外における粗糖の 調製品糖標準価格について準用する。この場合 「同項」とあるのは「同号」と、「政令で定める 第六条第二項から第四項までの規定は、加糖

第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡し 売渡申込書を機構に提出してしなければな当該輸入加糖調製品に係る輸入申告の前

場合における当該申込みに対する機構の承諾に 関し必要な事項は、政令で定める。 前項の規定による売渡申込書の提出があつた

読み替えるものとする。 第一項」とあるのは「同法第七十条第一項」と とあるのは「第十八条の二第六項」と、「同条 る。この場合において、同条第三項中「前項」 売渡しに係る輸入加糖調製品について準用す 第五条第三項の規定は、第一項の規定による

(加糖調製品糖平均輸入価格)

第十八条の三 加糖調製品糖の平均輸入価格 間の海外における代表的な精製糖の市価の平均定めるところにより、その適用期間前の一定期 りの標準額の平均額、関税の額に相当する金額な費用の額、輸入するまでの運賃その他の諸掛 及び販売に要する標準的な費用の額を基準とし 額並びに輸入加糖調製品の調製に要する標準的 期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で 政令で定めるところにより砂糖年度を区分した 下「加糖調製品糖平均輸入価格」という。)は、1十八条の三 加糖調製品糖の平均輸入価格(以 農林水産大臣が定める。

が著しく変動した場合」と、 しく騰貴した場合」とあるのは「精製糖の市価 場合において、 調製品糖平均輸入価格について準用する。この 第六条第二項から第四項までの規定は、 同条第三項中「粗糖の市価が著 同条第四項中「第 加糖

るところにより砂糖年度を区分した期間」と読 み替えるものとする。 「政令で定める期間」とあるのは「政令で定め 一項」とあるのは「第十八条の三第一項」と、

(輸入加糖調製品の買入れの価格)

第十八条の四 売渡しに係る輸入加糖調製品についての機構の 掲げる額を加えて得た額とする。 買入れの価格は、第一号に掲げる額に第二号に 第十八条の二第一項の規定による

めるところにより算出される額を加減して得 製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定 得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調 う。第十八条の六において同じ。) を乗じて 調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率 (輸入加糖調製品に含まれる砂糖の割合をい その輸入申告の時について適用される加糖

二 その輸入申告の時について適用される加糖 乗じて得た額に、当該砂糖以外の物の割合を の種類に応じて農林水産省令で定める割合を の市価等の差異を勘案して当該砂糖以外の物 該輸入加糖調製品に含まれる砂糖以外の物と 調製品糖平均輸入価格に、加糖調製品糖と当

(輸入加糖調製品の売戻し)

第十八条の五 機構は、第十八条の二第一項の規 らない。 定による輸入加糖調製品の売渡しをした者に対 し、その輸入加糖調製品を売り戻さなければな

2 調製品」と、同条第三項中「第五条第一項の規定糖」とあるのは「その売渡しに係る輸入加糖 条第一項の規定による指定糖の売渡し」とある 渡し」と読み替えるものとする。 条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売 糖調製品の売渡し」と、「その売渡しに係る指 のは「第十八条の二第一項の規定による輸入加 する。この場合において、同条第二項中「第五 定による輸入加糖調製品の売戻しについて準用 定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十八 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規

(輸入加糖調製品の売戻しの価格)

第十八条の六 前条第一項の規定による機構の輸 る額と第二号に掲げる額との差額に当該輸入加 入加糖調製品の売戻しの価格は、第一号に掲げ る農林水産大臣の定める率(以下この条におい 糖調製品の輸入申告の日の属する砂糖年度に係 て「加糖調製品糖調整率」という。)を乗じて

> に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加より定められる機構の買入れの価格に国際約束(その額が輸入加糖調製品につき同条の規定に 得た額を同号に掲げる額に加えて得た額に、 えて得た額を超えるときは、その加えて得た (その額が輸入加糖調製品こうに引き、1十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額(十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額に、第 とする。

林水産省令で定めるところにより算出されるめる輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農 額を加減して得た額 含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定加糖調製品糖調整基準価格に加糖調製品糖

2 満たない額である場合であり、かつ、第一号に 製品の輸入申告の時について適用される輸入に 1 前項の規定にかかわらず、同項の輸入加糖調 一 第十八条の四第一号に掲げる額 製品の売戻しの価格は、同号に掲げる額とす 係る粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に は、前条第一項の規定による機構の輸入加糖調 掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合に

前項の規定により定められる機構の売戻し

を加えて得た じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加 調製品糖標準価格に加糖調製品糖含有率を乗 て得た額に、第十八条の四第二号に掲げる額 で定めるところにより算出される額を加減し 糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令 その輸入申告の時について適用される加糖

3 として、 定輸入数量との合計数量で除して得た数を限度 ける同項第二号に掲げる数量と加糖調製品糖推 九条第二項第一号に掲げる数量を当該年度にお 度の開始前十五日までに、当該年度における第 加糖調製品糖調整率は、毎砂糖年度、当該年 定めるものとする。

4 第三条第四項の規定は、加糖調製品糖調整率 について準用する。 (輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの価格の

第十八条の七 第十八条の二第一項の規定による 産省令で定めるところにより、当該輸入加糖調変質したものである場合には、機構は、農林水 製品につき買入れ及び売戻しの価格を減額する 売渡しに係る輸入加糖調製品が当該売渡し前に ことができる。

糖交付金の交付 第四節 甘味資源 甘味資源作物交付金及び国内産

(甘味資源作物交付金の交付)

第十九条 機構は、予算の範囲内において、 で定めるところにより、 甘味資源作物の生産者 政令

ものとする。
ものとする。
ものとする。
ものとする。
ものとする。
ものとする。 れたものであつて、農林水産省令で定める用途 物の栽培に適すると認められる地域として農林(気象、土壌その他の自然的条件が甘味資源作 するもの(以下「対象甘味資源作物生産者」と 必要な事項が農林水産省令で定める要件に該当 水産大臣が指定するもの(第二十一条において いう。)に対し、その生産する甘味資源作 の甘味資源作物の安定的な生産を確保するため であつて、当該甘味資源作物の作付面積その 「指定地域」という。) の区域内において生産さ

物

種されたてん菜についての甘味資源作物交付金 を受けた年度に属する十二月三十一日までに た年度の前年度に属する一月一日から当該交付 第一号又は第二号の交付金の交付を受けたとき 律(平成十八年法律第八十八号)第三条第一項する経営安定のための交付金の交付に関する法 ものとする。 は、前項の規定にかかわらず、その交付を受け は、交付しないものとする。 対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に

(甘味資源作物交付金の金額)

第二十条 甘味資源作物交付金の金額は、対象甘 て得た金額を合算した金額とする。 物の糖度別の数量に相当する数をそれぞれ乗じ 象国内産糖製造事業者に売り渡した甘味資源作 林水産省令で定める期間内に次条に規定する対に、当該対象甘味資源作物生産者が生産し、農められる糖度別の甘味資源作物交付金の単価 味資源作物生産者ごとに、次項の規定により定

に掲げる額を控除して得た額を基準として、農とうきびごとに、第一号に掲げる額から第二号 林水産大臣が糖度別に定める。 に掲げる額を控除して得た額を基準として、 甘味資源作物交付金の単価は、てん菜及びさ

源作物の標準的な生産費の額 対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資

国内産糖製造事業者への標準的な売渡しの 格に相当する額 前号の甘味資源作物の次条に規定する対象 価

3 年十月一日から翌々年九月三十日までに収穫さ でには種されるもの、さとうきびにあつては翌 にあつては翌年一月一日から十二月三十一日ま れるものにつき、政令で定める期日までに告示 しなければならない。 甘味資源作物交付金の単価は、毎年、てん菜

経済事情に著しい変動が生じ、 甘味資源作物交付金の単価は、物価その 又は生ずるおそ

(国内産糖交付金の交付) 物交付金の単価を告示しなければならない。 物交付金の単価を告示しなければならない。 は、改定することができる。この場合には、農 れがある場合において、特に必要があるとき

3

産糖交付金を交付するものとする。 を糖交付金を交付するものとする。 な。次条第一項において同じ。)につき、国内 事業を行う者であつて、次に掲げる要件を満た すもの(以下「対象国内産糖製造事業者」とい すもの(以下「対象国内産糖製造事業者」とい す。)に対し、その製造する国内産糖(指定地 う。)に対し、その製造する国内産糖(指定地 う。)に対し、その製造する国内産糖(指定地 う。)に対し、その製造する国内産糖(指定地 う。)に対し、その製造する国内産糖を製造する

- 対象才未資原ド勿と匿者これ)で友厶う才において国内産糖を製造していること。- 農林水産省令で定める基準に適合する施設歴報が作品を努作できまった。
- はないて国内産糖を製造していること。 はおいて国内産糖を製造していること。 といい はいまま はいまま はいまま はいて はいること であらかじめ対象 甘味資源作物生産者に対して支払う甘いること。
- 一 農林水産省令で定めるところにより、その一 農林水産省令で定めるところにより、その内容が適 の措置に関する計画を作成し、その内容が適 事業の合理化その他の経営の改善を図るため

(国内産糖交付金の金額)

第二十二条 国内産糖交付金の金額は、対象国内産糖製造事業者ごとに、次項の規定により定める期間内に販売した国内産糖の数量に相当するを糖製造事業者ごとに、次項の規定により定める期間内に販売した国内産糖交付金の金額は、対象国内を構交付金の金額は、対象国内では、

- 農林水産大臣が定める。

  農林水産大臣が定める。

  場に第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、
  のる国内産糖の種類に応じて、第一号に掲げる
  の国内産糖の種類に応じて、第一号に掲げる
- の額) でいるときは、その標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産でその額が当該甘味資源作物の標準的な生産源作物の標準的な買入れの価格に相当する額源作物の標準的な買入れの価格に相当する額の額
- 用の額料とする国内産糖の製造に要する標準的な費料とする国内産糖の製造に要する標準的な費一 前号の甘味資源作物の買入れ及びこれを原
- 糖につき第九条第一項第一号の規定により定一政令で定めるところにより、輸入に係る粗

て算出される額出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌し出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌しめられる機構の売戻しの価格を基礎として算

- らない。

  「政令で定める期日までに告示しなければなて、政令で定める期日までに告示しなければな国内産糖の製造が開始される時期を基準とし国内産糖の製造が開始される時期を基準とに、
- 単価について準用する。第二十条第四項の規定は、国内産糖交付金の

**石節** 雑則

調製品の売戻しの価格の特例)(輸入に係る指定糖、異性化糖等及び輸入加糖

第二十三条 農林水産大臣は、砂糖の市価が輸入 るため、機構に対し、次条第一項、第二十五条 それがあると認めるときは、その事態に対処す めるところにより精製糖(国内産糖を除く。) より定められる機構の売戻しの価格を政令で定 すべきことを指示するとともに、その旨を告示 第一項又は第二十五条の二第一項の規定により の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるお みて、機構の行う国内産糖交付金の交付の業務 価を参酌して定めることとされていることから の規定により国内産糖交付金の単価が砂糖の市 移するおそれがある場合において、前条第二項 の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推 するものとする。 定められる機構の売戻しの価格により売戻しを に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定に

2 農林水産大臣は、前項に規定する事態が消滅と、 農林水産大臣は、前項に規定する事態が消滅

第二十四条 第五条第一項の規定による指定糖の ・ 一項の規定による指定糖の ・ 一項の規定による指定糖の ・ 一項の規定による指定糖の ・ 一項の規定 ・ 一型の規定 ・ 一型の表 ・ 一型の ・一型の ・一型の ・一型の ・一型の ・一型の ・一型の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の 

> きは、その加えて得た額)とする。 及び機構に通知した数量(その数量によること 定めて告示する額を加えて得た額)を超えると に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が 加えて得た額(混合糖にあつては、同条第二号 束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を 額(その額が第七条第一号に掲げる額に国際約 算出される額を加減して得た額)を加えて得た 得た額)に農林水産省令で定めるところにより 合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて 産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌し む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内 同項各号の規定により定められる機構の売戻し の価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、 示が行われる日までの間における機構の売戻し 数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告 きは、当該数量)を超えるときは、その超える 臣が定める数量をその者及び機構に通知したと の輸入数量等(混合糖にあつては、輸入に係る が著しく不適当であると認められる場合におい に含まれる砂糖の種類)に応じて、当該額(混 大臣が定める額(粗糖以外の指定糖にあつて 入申告の日の属する砂糖年度について農林水産 て粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸 入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含 の価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸 示が行われた日から同条第二項の規定による告 農林水産省令で定めるところにより農林水産大 は、その種類(混合糖にあつては、当該混合糖 混合糖に含まれる砂糖の数量等)を基礎として て、通常年のその者の当該期間における指定糖

i 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条 第一項の規定による告示が行われた日(当該告 初日前三日まで)に(農林水産省令で定める過 初日前三日まで)に(農林水産省令で定める過 を区分した期間にあつては、当該期間の が出すで、その日以後当該申込みをしてい ない者で、その日以後当該申込みをしたものに ないる。

示するものとする。
年度、当該年度の開始前十五日までに定めて告
3 第一項の農林水産大臣が定める額は、毎砂糖

において、その申込みをした者の当該申込みのよる異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合第二十五条 第十一条第一項又は第二項の規定に

加えて得た額(輸入異性化糖又は輸入混合異性 る区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を られる機構の売戻しの価格に、次の各号に掲げ 異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖 製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等(混合 ところにより農林水産大臣が定めてその者及び 量を合計した数量として農林水産省令で定める 条第一項の規定による売戻しの数量(混合異性 日の属する前条第一項の砂糖年度を区分した期 示する額を加えて得た額を超えるときは、 格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告 二項の規定により定められる機構の買入れの価 化糖にあつては、それぞれその額が第十三条第 の規定にかかわらず、これらの規定により定め の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項 量に係る異性化糖等の第二十三条第一項の規定 が定める数量をその者及び機構に通知したとき 林水産省令で定めるところにより農林水産大臣 通常年のその者の当該期間における異性化糖の 機構に通知した数量(その数量によることが著 ところにより標準異性化糖の数量に換算した数 糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定める 化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化 換算した数量を合計した数量が通常年のその者 令で定めるところにより標準異性化糖の数量に 混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政 性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る 間における異性化糖等の売渡申込数量(混合異 加えて得た額)とする。 による告示が行われる日までの間における機構 による告示が行われた日から同条第二項の規定 は、当該数量)を超えるときは、その超える数 に含まれる異性化糖の数量等)を基礎として農 しく不適当であると認められる場合において、 に対する当該期間における異性化糖等の第十四

一 国内産異性化糖 政令で定めるところにより異性化糖(輸入に係る混合異性化糖につきす影響の程度を参酌して標準異性化糖につきず影響の程度を参酌して標準異性化糖につきず影響の程度を参酌して標準異性化糖につきが定める額(標準異性化糖以外の異性化糖につきが定める額(標準異性化糖以外の異性化糖につきが定める額(標準異性化糖以外の異性化糖に入ぼが定める額(標準異性化糖以外の異性化糖に入ぼが定める額(標準異性化糖と含む。)の供給数量の増加がかた。

三 輸入混合異性化糖 当該超える数量に係る 輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の農林水産大臣が定める 額に異性化糖含有率を乗じて得た額(当該輸額に異性化糖含有率を乗じて得た額(当該輸本水産省令で定める規格の区分に応じて、当 該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額) から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

を の農林水産大臣が定める額について、それぞの農林水産大臣が定める額について、それぞの農業三項の規定は前項との。 の農林水産大臣が定める額について、それぞの農林水産

第二十五条の二 第十八条の二第一項の規定によ する額を加えて得た額を超えるときは、その加に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示 四の規定により定められる機構の買入れの価格 掲げる額を加えて得た額(その額が第十八条の 定にかかわらず、第一号に掲げる額に第二号に の価格は、第十八条の六第一項及び第二項の規 示が行われる日までの間における機構の売戻し 示が行われた日から同条第二項の規定による告 糖調製品糖の第二十三条第一項の規定による告 量)を超えるときは、その超える数量に係る加 量をその者及び機構に通知したときは、当該数 で定めるところにより農林水産大臣が定める数 製品糖の輸入数量等を基礎として農林水産省令 て、通常年のその者の当該期間における加糖調 が著しく不適当であると認められる場合におい 及び機構に通知した数量(その数量によること めるところにより農林水産大臣が定めてその者 の数量を合計した数量として農林水産省令で定 第一項の規定による売戻しに係る加糖調製品糖 その者に対する当該期間における第十八条の五 加糖調製品糖の数量を合計した数量が通常年の 分した期間における当該売渡しの申込みに係る の日の属する第二十四条第一項の砂糖年度を区 合において、その申込みをした者の当該申込み る輸入加糖調製品の売渡しの申込みがあつた場 3 2

こ 女令で定めることのでよう『唐啁製品書のり定められる機構の売戻しの価格 一 第十八条の六第一項又は第二項の規定によ

政令で定めるところにより加糖調製品糖ので定めるところにより加糖調製品を指につき当該超える数量に係る輸入について農林水産大臣が定める額に、農林水について農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるをころにより加糖調製品糖ので定めるところにより加糖調製品糖の政令で定めるところにより加糖調製品糖の政令で定めるところにより加糖調製品糖の政令で定めるところにより加糖調製品糖の政令で定めるところにより加糖調製品糖の

で、それぞれ準用する。 て、それぞれ準用する。 林水産大臣の通知について、同条第三項の規定 林水産大臣の通知について、同条第三項の規定

に関する措置 第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整第三章 でん粉の価格調整に関する措置

(でん粉調整基準価格) に関する措置

第二十六条 農林水産大臣は、毎でん粉年度、 該年度の開始前十五日までに、でん粉につき、 とする。 れるでん粉の価格がその額を下回つて低落した でん粉調整基準価格を定めなければならない。 当する金額を除く。) に換算して、定めるもの ところによりでん粉の輸入価格(関税の額に相 を考慮して定める額を基準とし、政令で定める る費用の額を加えて得た額を基礎として、政令 特に効率的に製造されている場合の製造に要す 興及び国内産いもでん粉の製造事業の健全な発 場合にこれによるでん粉原料用いもの生産の振 はでん粉原料用輸入農産物を原料として製造さ で定めるところによりでん粉の国際価格の動向 することが必要となると認められる価格とし 展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係るで ている場合の生産費の額に国内産いもでん粉が ん粉又はでん粉原料用輸入農産物の価格を調整 でん粉調整基準価格は、輸入に係るでん粉又 でん粉原料用いもが特に効率的に生産され 当 2

3 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定 第二十七条 でん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれの競合の状況及び価格差にかんがみ、国内産いの場合において、同条第一項中「砂糖」とあるの場合において、同条第一項中「砂糖」とあるの場合において、同条第一項中「砂糖」とあるの場合において、同条第一項中「砂糖」とあるの場合において、関係等に可及び第四項並びに第四条の規定

えて得た額)とする。

があると認められるものとして政令で定める場合と認められるものとして政令で定める場合に、その輸入申告に係る指定でん粉等」という。)につき輸入申告に係る指定でん粉等」という。)につき輸入申告にのいて適用される次条の平均輸入価格がでん粉調整基準価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さない場合により、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さない場合になる場合により、この職のとして政令で定める場合により、この限りでない。

て準用する。 の規定による売渡しに係る指定でん粉等につい 第五条第二項から第四項までの規定は、前項

(平均輸入価格)

第二十八条 でん粉及びでん粉原料用輸入農産物 第二十八条 でん粉及びでん粉原料用輸入農産物 の平均輸入価格(以下この節において「平均輸 ころにより、その期間前の一定期間の次に掲げ ころにより、その期間前の一定期間の次に掲げ ころにより、その期間前の一定期間の次に掲げ ころにより、その期間前の一定期間の次に掲げ る額を基準とし、当該一定期間内における輸入 の数量を政令で定めるところによりでん粉の数量との比率を勘案して、農林水 電に換算した数量との比率を勘案して、農林水 電大臣が定める。

用輸入農産物から製造されるでん粉の価格に関を、政令で定めるところによりでん粉原料で得た額で得た額で得た額で満りの標準額の平均額を加えて得た額で得た額で、政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物の市価の平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額に輸入するまでのはるでん粉の市価の平均額に輸入するまでのは多いでん粉の市価の平均額に輸入でん粉の一種を加えて得た。

換算した額

しに係る指定でん粉等についての機構の買入れ

の価格は、次に掲げるとおりとする。

る平均輸入価格 一 当該指定でん粉等がでん粉である場合にあ

(輸入に係る指定でん粉等の売戻し) 物である場合にあつては、その輸入申告の時 物である場合にありでん粉原料用輸入農産物のめるところによりでん粉原料用輸入農産物のるところによりでん粉等料用輸入機産 当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産

2 第三十条 機構は、第二十七条第一項の規定によ 指定でん粉等を売り戻さなければならない。 指定糖の売渡し」とあるのは「第二十七条第一 と、同条第三項中「第五条第一項の規定による とあるのは「その売渡しに係る指定でん粉等」 等の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」 第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるの る。この場合において、同条第二項中「第五条 る指定でん粉等の売渡しをした者に対し、 替えるものとする。 項の規定による指定でん粉等の売渡し」と読み 定による指定でん粉等の売戻しについて準用す 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規 「第二十七条第一項の規定による指定でん粉 その

とする。 第三十一条 前条第一項の規定による機構の指定 (輸入に係る指定でん粉等の売戻しの価格)

額)を、同号に掲げる額に加えて得た額で上端でん粉等調整率」という。)を乗じて得た額(国際約束に従つて農林水産大臣が定めた額(国際約束に従つて農林水産大臣が定める率(以下この条において告示する額を超えるときは、その告示するでも示する額を超えるときは、その告示するで、粉等調整率」という。)を乗じて得た額(国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額を超えるときは、その告示する額を超えるときは、その告示する額を超えるときは、その告示する額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を、同号に掲げる額に加えて得た額(当時)を表する。

二 当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつては、でん粉調整基準価物である場合にあつては、でん粉調整基準価格を政令で定めるところによりでん粉原料用格を政令で定めるときに、一て人物の差額にそのでん粉原料用輸入農産物の価格と第二十九条第二号に掲げる額と定める価格と第二十九条第二号に掲げる額とでん粉等調整率を乗じて得た額(国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額と加えて得た額(こるときは、その告示する額)を、同号に掲げる額に加えて得た額(この粉等がでん粉原料用輸入農産があるときは、その告示する額)を、同号に掲げる額に加えて得た額(この粉等がでん粉原料用輸入農産があるときは、その告示する額)を、同号に掲載している。

- お指定でん粉等調整率は、毎でん粉年度、当該 は定するのとする。お上げる数量で除して得た数を限度として、定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量を第二号に掲げる数量でに、政令で定めるとこれが手度、当該
- 粉の推定供給数量の見込数量を参酌して定めた国内産いもでんの見込数量を参酌して定めた国内産いもでん粉の供給数量を基準とし当該年度におけるそ一 当該年度の前年度における国内産いもでん
- について準用する。 第三条第四項の規定は、指定でん粉等調整率

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第三十二条 第二十七条第一項の規定による売渡 2第三十二条 第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉等が当該売渡し前に変質しき買入れ及び売戻しの価格を減額することができめるところにより、当該売渡し前に変質しまる。

内産いもでん粉交付金の交付第二節 でん粉原料用いも交付金及び国

(でん粉原料用いも交付金の交付)

第三十三条 機構は、予算の範囲内において、政 認められる地域として農林水産大臣が指定する 料用いも生産者」という。)に対し、その生産める要件に該当するもの(以下「対象でん粉原 料用いも交付金を交付するものとする。 次条第一項において同じ。)につき、でん粉原 て、農林水産省令で定める用途のものに限る。 もの(第三十五条において「指定地域」とい 然的条件がでん粉原料用いもの栽培に適すると するでん粉原料用いも(気象、土壌その他の自 を確保するため必要な事項が農林水産省令で定 面積その他のでん粉原料用いもの安定的な生産 生産者であつて、当該でん粉原料用いもの作付 令で定めるところにより、でん粉原料用いもの の区域内において生産されたものであつ 4 3

に対する経営安定のための交付金の交付に関す2 対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手

ものとする。

(でん粉原料用いも交付金の金額)

第三十四条 でん粉原料用いも交付金の金額は、対象でん粉原料用いも生産者ごとに、次項の規定により定められる品位別のでん粉原料用いも生産者が生産し、農林水産省令で定める期間内に表に規定する対象国内産いもでん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いも(当該対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いもを含む。)の品間内に表記により国内産いもでに粉原料用いも交付金の金額は、第三十四条 でん粉原料用いもを付金の金額は、第三十四条 でん粉原料用いもを含むる期間内に表記によりを表述を表述されている。

二 前号のでん粉原料用いもの次条に規定する二 大象でん粉原料用いも生産者が生産したで、農林水産大臣が品位別に定める。一 対象でん粉原料用いも生産者が生産したで、農林水産大臣が品位別に定める。一 が象でん粉原料用いも交付金の単価は、ばれいしまびとい、第一号に掲げる額から

日までに告示しなければならない。れるでん粉原料用いもにつき、政令で定める期年一月一日から十二月三十一日までに植付けさい。 でん粉原料用いも交付金の単価は、毎年、翌な売渡しの価格に相当する額

対象国内産いもでん粉製造事業者への標準的

(国内産いもでん粉交付金の交付) 交付金の単価について準用する。 第二十条第四項の規定は、でん粉原料用いむ

> する。 さ、国内産いもでん粉交付金を交付するものとき、国内産いもでん粉交付金を交付するものとものに限る。次条第一項において同じ。)につあつて、農林水産省令で定める用途及び規格の

生産者と約定していること。
することをあらかじめ対象でん粉原料用いもすることをあらかじめ対象でん粉原料用いもうでん粉原料用いもの対価について、農林水うでん粉原料用いもの対価について、農林水の対象でん粉原料用いも生産者に対して支払

三 農林水産省令で定めるところにより、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けてい当である旨の農林水産大臣の認定を受けてい当である「関する計画を作成し、その内容が適当である」と。

(国内産いもでん粉交付金の金額)

第三十六条 国内産いもでん粉交付金の金額は、対象国内産いもでん粉製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉製造事業者ごとに、次項を乗じて得た金額とする。

三 政令で定めるところこより、輸入こ系るでる標準的な費用の額を原料とする国内産いもでん粉の製造に要す二 前号のでん粉原料用いもの買入れ及びこれ

国内医いったい分どけなりももは、ボッ分にして算出される機構の売戻しの価格を基礎として算出される機構の売戻しの価格を基礎として算出されるところにより、輸入に係るで三一政令で定めるところにより、輸入に係るで

4 第二十条第四項の規定は、国内産いもでん粉度ごとに、国内産いもでん粉の製造が開始されまい。 国内産いもでん粉の製造が開始されま 国内産いもでん粉交付金の単価は、でん粉年

交付金の単価について準用する。

#### つ (対象国内を) **ダ**

でん粉製造事業者に対する勧告) (対象国内産糖製造事業者及び対象国内産いむ

に関し、必要な勧告をすることができる。でん粉原料用いも生産者との取引の条件及び方法特に必要があると認めるときは、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業といるときは、対象国内産糖の場合で、対象国内産糖の場合で、対象国内産糖の場合で、対象国内産糖のの場合で、対象国内産糖ののできる。

2 農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な財造事業者又は対象国内産・場に記載した措置を実施していないと認めるときは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当なすることができる。

の返還等) (国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金

第三十八条 農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者ときは、機構に対し、その旨を通知しなければときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知があつたときと 機構は、前項の規定による通知があったときをの全部若しくは一部を交付せず、又は交付したの全部若しくは一部を交付せず、又は交付したの全部若しくは一部を交付せず、又は対象国内産糖製造事業者又は対象国内産をの全部若しくは一部を返還させることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化糖若しくはでん粉の製造業者若しくは販売業者若しくはでん粉の製造業者とくはでん粉原料用輸入農産物の品、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の品、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

提示しなければならない。の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを2.前項の規定により立入検査をする職員は、そ

3 捜査のために認められたものと解してはならな 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

第四十条 偽りその他不正の手段により甘味資源 きは、同法による。 原料用いも交付金若しくは国内産いもでん粉交 は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法 付金の交付を受けた者は、三年以下の拘禁刑又 (明治四十年法律第四十五号) に正条があると -物交付金若しくは国内産糖交付金又はでん粉 2

第四十一条第十七条の規定に違反した者は、 百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者 三十万円以下の罰金に処する。 第十八条第一項又は第二項の規定に違反し

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し て届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第三十九条第一項の規定による報告をせ 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

第四十三条 法人(法人でない団体で代表者又は 対して各本条の罰金刑を科する。 きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたと 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又 おいて同じ。)の代表者又は法人若しくは人の 管理人の定めのあるものを含む。以下この項に

場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行前項の規定により法人でない団体を処罰する 律の規定を準用する。 人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法 為につきその団体を代表するほか、法人を被告

#### 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (特定期間における輸入に係る指定糖の売戻し

第二条 平成十二年十月一日から平成十五年九月 三十日までの間(以下「特定期間」という。) あるのは、「砂糖の生産の合理化を緊急に図る た額を超えるときは、その乗じて得た額)」と げる額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得 の規定の適用については、同号中「次のハに掲 砂糖に限る。)についての第九条第一項第一号 に輸入申告をする指定糖(政令で定める種類の ことができると見込まれる額として農林水産大

の種類に応じて、当該額に農林水産省令で定め 臣が定める額(粗糖以外の砂糖にあつては、そ 額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超える 額)と次のハに掲げる額との合計額(その合計 るところにより算出される額を加減して得た

り読み替えて適用される第九条第一項第一号の 農林水産大臣が定める額について準用する。 (特定期間における異性化糖標準価格の特例) ときは、その乗じて得た額)」とする。 第二十三条第三項の規定は、前項の規定によ

第三条 特定期間における第十一条第一項の規定 号に規定する事業団の売戻しの価格)」とする。 る事業団の売戻しの価格」とあるのは、「輸入 る粗糖についての第九条第一項第一号に規定す の適用については、同項ただし書中「輸入に係 第二条第一項の政令で定める指定糖にあつて 定する事業団の売戻しの価格(輸入に係る附則 (特定期間における交付金の単価の特例) は、同項の規定により読み替えて適用される同 に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規

第四条 特定期間における第二十一条第二項の規 る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定の適用については、同項第二号中「輸入に係 業団の売戻しの価格)」とする。 格(輸入に係る附則第二条第一項の政令で定め 号の規定により定められる事業団の売戻しの価 えて適用される同号の規定により定められる事 る指定糖にあつては、同項の規定により読み替 は、「輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一 定められる事業団の売戻しの価格」とあるの (特定期間における輸入に係る指定糖及び異性

第五条 特定期間における第二十二条第一項の規 される同号の規定により定められる事業団の売 化糖等の売戻しの価格の加算措置の特例) にあつては、同項の規定により読み替えて適用 に係る附則第二条第一項の政令で定める指定糖 れる事業団の売戻しの価格」とあるのは、「輸 定の適用については、同項中「輸入に係る粗糖 戻しの価格)」とする。 により定められる事業団の売戻しの価格(輸入 入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定 につき第九条第一項第一号の規定により定めら

2 特定期間中に輸入申告をする附則第二条第一 条第一項の規定にかかわらず、同項」とあるの 項の政令で定める指定糖についての第二十三条 は、 第一項の規定の適用については、同項中「第九 「附則第二条第一項の規定により読み替え

適用される第九条第一項」とする。 て適用される第九条第一項の規定にかかわら 附則第二条第一項の規定により読み替えて

第九条 事業団は、 (事業団の設立) 設立の登記をすることによつ

て成立する。 則 (昭和四〇年六月二日法律第一一

# 0号)

この法律は、公布の日から施行する。 九号) 附 則 (昭和四一年三月三一日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和四十一年四月一日から

#### 附 則 一三〇号) 抄 (昭和四六年一二月三一日法律第

(施行期日)

日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する 生の日から施行する。

# (昭和五三年七月五日法律第八七

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 四附号则 則 (昭和五六年五月一六日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た だし、附則第十五条から第二十九条までの規定 は、公布の日から起算して六月を超えない範囲 伴う経過措置) (砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正に 内において政令で定める日から施行する。

第二十条 改正前の砂糖の価格安定等に関する法 律の相当規定によりした処分、手続その他の行 法律又は改正後の砂糖の価格安定等に関する法定によりした処分、手続その他の行為は、この 為とみなす。 律(第三十八条及び第三十九条を除く。)の規

第二十一条 附則第十九条の規定の施行前にした 行為に対する罰則の適用については、なお従前 の例による。

#### 号 則 (昭和五七年四月六日法律第二七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

### (経過措置)

|第二条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法 をする指定糖については、 について適用するものとし、同日前に輸入申告 五十七年十月一日以後に輸入申告をする指定糖 (以下「新法」という。) 第十条の規定は、 なお従前の例によ

第三条 新法第二章の二 (第十八条の八を除く。)

第三十二条、第三十五条及び第三十七条

(第

第四条 昭和五十七年十月一日以後三年を経過す 三十五条に係る部分に限る。)の規定は、 る異性化糖について適用する。 五十七年十月一日以後にその製造場から移出す

団に通知した数量」とする。 ろにより農林水産大臣が定めてその者及び事業 数量等を基礎として農林水産省令で定めるとこ るところにより標準異性化糖の数量に換算した 期間における異性化糖の製造数量を政令で定め 該数量)」とあるのは、「通常年のその者の当該 数量をその者及び事業団に通知したときは、当 令で定めるところにより農林水産大臣が定める 異性化糖の製造数量等を基礎として農林水産省 において、通常年のその者の当該期間における ることが著しく不適当であると認められる場合 の者及び事業団に通知した数量(その数量によ 算した数量を合計した数量として農林水産省令 条の五第一項の規定による売戻しの数量を政令 者に対する当該期間における異性化糖の第十八 規定の適用については、同項中「通常年のその る日までの間における新法第三十二条第一項 で定めるところにより農林水産大臣が定めてそ で定めるところにより標準異性化糖の数量に換

第五条 この法律の施行の際現に新法第十八条の 令で定める事項を農林水産大臣に届け出なけ ばならない。 林水産省令で定めるところにより、農林水産省 者は、この法律の施行の日から一月以内に、農 二第一項の施設により異性化糖を製造している

2 段の規定による届出とみなす。 第二項の規定の適用については、同条第一項 前項の規定による届出は、新法第十八条の八

第六条 前条第一項の規定に違反して届出をせ ず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下 罰金に処する。

2 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 務に関し、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 前項の違反行為をしたときは、 行為

の刑を科する 者を罰するほか、その法人又は人に対して同項

第七条 この法律の施行の日の属する砂糖年度に が定める額は、同条第三項の規定にかかわら いての新法第三十一条第一項の農林水産大臣 同日に定めて告示するものとする。

## 附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第 一〇八号)

(施行期日等)

て適用する。 から引き取られる外国貨物に係る消費税につい者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域 資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業 元年四月一日以後に国内において事業者が行う :一条 この法律は、公布の日から施行し、平成

ら施行する。 の各号に掲げる規定は、 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か前項の規定にかかわらず、この法律のうち次

条までの規定 平成元年四月一日 除く。)並びに附則第五十三条から第六十七 収等に関する法律第十四条を削る改正規定を 第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徴 る。)、附則第四十八条から第五十一条まで、 法第二十四条第三項第二号の改正規定に限 四条第三項、第二十五条第二項から第四項ま で、第二十七条から第二十九条まで、第三十 三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第 条から第四十五条まで、第四十六条(関税 3

## 号)抄 (平成二年三月三一日法律第二〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (経過措置)

第二条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法律 糖又は異性化糖等については、なお従前の例に その製造場から移出する異性化糖について適用 をする指定糖及び異性化糖等並びに同日以後に 項の規定は、平成二年四月一日以後に輸入申告 条、第十条、第十八条の二から第十八条の六の し、同日前に輸入申告をし、又は移出する指定 (以下「新法」という。) 第五条第一項、第八 二まで、第三十一条第一項及び第三十二条第一

第三条 平成二年四月一日から九月三十日までの 間に輸入申告をする指定糖についての新法第十

> 砂糖年度」と、「当該年度における」とあるの 年四月一日から九月三十日までの期間」と、 用期間の属する砂糖年度」とあるのは「平成二 申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成 条第一項第一号、第二項及び第三項の規定の適 は 「当該年度の前年度」とあるのは「昭和六十三 砂糖年度における」と、同条第三項中「その適 と、「当該年度における」とあるのは「平成元 法律第二十号)の施行の日に」と、「当該年度 に関する法律の一部を改正する法律(平成二年 同条第二項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前 用については、同条第一項第一号中「当該輸入 の前年度」とあるのは「昭和六十三砂糖年度」 十五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等 二年四月一日から九月三十日までの期間」と、 「平成元砂糖年度における」とする。

2 とする。 日(以下「施行日」という。)に告示するもの 第六項の規定にかかわらず、この法律の施行の 率は、同条第四項において準用する新法第三条 第十条第一項第一号イの農林水産大臣の定める 前項の規定により読み替えて適用される新法

規定にかかわらず、施行日に告示するものとす 条第四項において準用する新法第七条第二項の 八条の三第一項の期間に係るものは、新法第十 る額のうち平成二年四月一日の属する新法第十 法第十条第一項第一号イの農林水産大臣の定め る。 第一項の規定により読み替えて適用される新

第五条 平成二年四月一日の属する新法第十八条 第四条 平成二年四月一日の属する新法第七条第 の三第一項の政令で定める期間についての異性 施行日に告示するものとする。 用する新法第七条第二項の規定にかかわらず、 準価格は、新法第十八条の二第六項において準 一項の政令で定める期間についての異性化糖標

第六条 平成二年四月一日から九月三十日までの 項及び第三項の規定の適用については、同条第 る異性化糖等についての新法第十八条の六第一 間にその製造場から移出し、又は輸入申告をす 号中「当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属す の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月 一日から九月三十日までの期間」と、同項第二 一項第一号中「当該国内産異性化糖の移出の日

第十八条の六第一項の農林水産大臣の定める率2 前項の規定により読み替えて適用される新法 六項の規定にかかわらず、施行日に告示するも のとする。 は、同条第四項において準用する新法第三条第 るのは「平成元砂糖年度における」とする。 の施行の日に」と、「当該年度における」とあ とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の ら九月三十日までの期間」と、同条第三項中 る砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日か ら九月三十日までの期間」と、同項第三号中 る砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日か 「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに\_ 「当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属す | 部を改正する法律 (平成二年法律第二十号)

#### 号 附 則 (平成三年五月一五日法律第七三

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 附 則 (平成六年一二月二日法律第一一 平成三年十月一日から施行

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

(施行期日)

号

除く。)並びに附則第二十条から第三十三条規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を る。)、附則第十八条の規定、附則第十九条の 則第十七条の規定(地方財政法第四条の三第 で及び第十三条から第十六条までの規定、 第三条の規定並びに附則第三条から第七条ま までの規定 平成九年四月一日 一項及び第五条第一項第五号の改正規定に限 第一条中地方消費税に関する改正規定及び 附

## 号 附 (平成八年五月二九日法律第五三

施行期日

する新法第七条第二項の規定にかかわらず、施化糖平均供給価格は、同条第二項において準用

行目に告示するものとする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た だし、附則第十五条から第四十二条までの規定 内において政令で定める日から施行する。 は、公布の日から起算して九月を超えない範囲 伴う経過措置) (砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正に

第二十七条 改正前の砂糖の価格安定等に関する 法律の規定によりした処分、手続その他の行為

> みなす。 相当規定によりした処分、手続その他の行為と は、改正後の砂糖の価格安定等に関する法律の

第二十八条 附則第二十六条の規定の施行前にし

た行為に対する罰則の適用については、

なお従

前の例による。 号 則 (平成九年六月二〇日法律第九六

# 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日 を経過した日から施行する。 から起算して一月

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附 よる。 対する罰則の適用については、なお従前の例に 項の規定によりなお従前の例によることとされ 第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一 なお効力を有することとされる場合並びに附則 則第三条第一項及び第四条第一項の規定により る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

### 附 一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。 る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 -四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

#### 七号) 附 則 (平成一二年六月二日法律第一〇

施行期日)

|第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施 附則第八条から第十条までの規定は、 から施行する。 行する。ただし、次条から附則第五条まで及び 公布の 日

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、 定の例により、平成十二砂糖年度に係る同条第 砂糖の価格調整に関する法律(以下「新法」と く、これを告示しなければならない いう。)第三条第一項、第二項及び第四項の規 一項の国内産糖合理化目標価格を定め、 (国内産糖合理化目標価格に関する経過措置)

2 目標価格は、新法第三条第一項の規定により定 められたものとみなす。 前項の規定により定められた国内産糖合理化

(指定糖調整率に関する経過措置)

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、 率を定め、遅滞なく、これを告示しなければな 砂糖年度に係る同条第一項第一号の指定糖調整 新法第九条第二項の規定の例により、平成十二 前項の規定により定められた指定糖調整率

ものとみなす。 は、新法第九条第二項の規定により定められた

(砂糖の価格調整に関する法律第九条第一項第 号ハの農林水産大臣の定める額に関する経過

第四条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、 産大臣の定める額を定め、これを告示しなけれ ばならない 三項の期間に係る同条第一項第一号ハの農林水 り、この法律の施行の日の属する新法第九条第 て準用する新法第六条第二項の規定の例によ 新法第九条第三項の規定及び同条第四項におい

条第三項の規定により定められたものとみな 前項の規定により定められた額は、新法第九

(異性化糖調整率に関する経過措置)

第五条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、 調整率を定め、遅滞なく、これを告示しなけれ二砂糖年度に係る同条第一項第一号の異性化糖 新法第十五条第三項の規定の例により、平成十

たものとみなす。 は、新法第十五条第三項の規定により定められ 前項の規定により定められた異性化糖調整率

(最低生産者価格に関する経過措置)

年一月一日以後には種されるてん菜又は同年十第六条 新法第二十条第二項の規定は、平成十三 きびについては、なお従前の例による。 てん菜又は同年十月一日前に収穫されるさとう 用するものとし、同年一月一日前には種される 月一日以後に収穫されるさとうきびについて適 2

価格の加算措置に関する経過措置) (輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの

第七条 この法律の施行の際現に改正前の砂糖の によりされている同法第三十一条第一項及び第価格安定等に関する法律第三十条第一項の規定 三十二条第一項に規定する売戻しの価格により

のとする。 替えて適用される前条第二項」と読み替えるも 期間について、当該期間の初日前三日まで」 条第二項において「改正法」という。)附則第 とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律及 場合において、新法第二十三条第二項中「前条 あるのは「改正法附則第七条の規定により読み と、新法第二十四条第二項中「前条第二項」と 告示が行われた日後四日から前条第二項の規定 規定によりされた指示に係る同項の規定による 糖の価格安定等に関する法律第三十条第一項の 七条の規定により前条第一項の規定によりされ び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律 間にあつては、当該期間の初日前三日まで)」 よる告示が行われる日までに開始する前項の期 示が行われた日後四日から同条第二項の規定に 第一項の規定による告示が行われた日(当該告 及び第二十四条第一項に規定する売戻しの価格 売戻しをすべき旨の指示は、新法第二十二条第 による告示が行われる日までに開始する前項の たとみなされる改正法第一条による改正前の砂 (平成十二年法律第百七号。以下この項及び次 により売戻しをすべき旨の指示とみなす。この 一項の規定によりされた新法第二十三条第一項

第八条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、 ければならない。 より、平成十二砂糖年度に係る同条第一項の農 林水産大臣が定める額を定め、これを告示しな 新法第二十三条第一項及び第三項の規定の例に

| 2 前項の規定により定められた額は、新法第二 なす。 十三条第一項の規定により定められたものとみ

|第九条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、 定め、これを告示しなければならない。 四条第一項第一号の農林水産大臣が定める額を 例により、平成十二砂糖年度に係る新法第二十 新法第二十四条第一項の規定及び同条第二項に おいて準用する新法第二十三条第三項の規定の

のとみなす 十四条第一項第一号の規定により定められたも 前項の規定により定められた額は、新法第二

の価格の特例に関する経過措置) (特定期間における輸入に係る指定糖の売戻し

第十条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、 例により、平成十二砂糖年度に係る新法附則第 新法附則第二条第一項の規定及び同条第二項に おいて準用する新法第二十三条第三項の規定の

> 2 る新法第九条第一項第一号の規定により定めら 第二条第一項の規定により読み替えて適用され る額を定め、これを告示しなければならない。 新法第九条第一項第一号の農林水産大臣が定め れたものとみなす。 前項の規定により定められた額は、新法附則

二条第一項の規定により読み替えて適用される

(指定糖及び異性化糖等の価格調整に関する経

行する。ただし、附則第九条から第十八条まで第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施 及び第二十条から第二十五条までの規定は、 同

安定法、畜産物の価格安定に関する法律、砂糖 2 大四条までの規定による改正後の野菜生産出荷 2 大四条までの規定による改正後の野菜生産出荷 2 大四条までの規定によりした処分、手続その他の行 調整等に関する法律、旧暫定措置法又は旧特別 8 機調整に関する法律者しくは生糸の輸入に係る 菜生産出荷安定法(第三十三条を除く。)、附則第十七条 旧事業団法(第十六条を除く。)、旧野 特別措置法の相当規定によりした処分、 の畜産物の価格安定等に関する法律、砂糖の価第十二条から第十四条までの規定による改正前 の他の行為とみなす。 係る調整等に関する法律、新暫定措置法又は新 の価格調整に関する法律若しくは生糸の輸入に 手続そ

例によることとされる事項に係るこの法律の施施行前にした行為並びに附則第三条第五項、第第十八条 附則第一条ただし書に規定する規定の は、なお従前の例による。 行後にした行為に対する罰則の適用について (政令への委任) (罰則の適用に関する経過措置)

法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定第十九条 この附則に規定するもののほか、この

九附号則 則 抄 (平成一八年六月二一日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 条の規定は、 行する。ただし、附則第四条、第七条及び第九 公布の日から施行する。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成一四年一二月四日法律第一

(施行期日) 二六号) 抄

年十月一日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の砂糖及びで 条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項、 ん粉の価格調整に関する法律(以下「新法」と 第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項並 いう。)第三条、第四条、第五条第一項、第九 びに第十五条第二項の規定は、平成十九年十月

第三条 付に関する経過措置 (甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の 新法第二章第三節の規定は、平成十九年

性化糖について適用し、同日前に輸入申告を 等並びに同日以後にその製造場から移出する異

一日以後に輸入申告をする指定糖及び異性化糖

し、又は移出する指定糖又は異性化糖等につい

ては、なお従前の例による。

興機構法の適用については、同法第十条第一項の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振 第五号ハの国内産糖交付金の交付とみなす。 される旧法第十九条の交付金の交付は、第二条 付金の交付については、なお従前の例による。 として製造される国内産糖に係る第一条の規定 用し、同年一月一日前には種されるてん菜又は らを原料として製造される国内産糖について適 同年十月一日前に収穫されるさとうきびを原料 による改正前の砂糖の価格調整に関する法律 十月一日以後に収穫されるさとうきび又はこれ (次項において「旧法」という。) 第十九条の交 前項の規定によりなお従前の例によることと 月一日以後には種されるてん菜若しくは同年

第四条 農林水産大臣は、平成十八年十二月三十 これを告示しなければならない。 平成二十年九月三十日までに収穫されるさとう までには種されるてん菜又は同年十月一日から より、平成十九年一月一日から十二月三十一日 きびに係る甘味資源作物交付金の単価を定め、 一日までに、新法第二十条第二項の規定の例に (甘味資源作物交付金の単価に関する経過措置)

2 法第二十条第二項の規定により定められたもの とみなす。 付金の単価は、この法律の施行の日において新 前項の規定により定められた甘味資源作物交

第五条 新法第三章第一節の規定は、平成十九年 十月一日以後に輸入申告をする指定でん粉等に ついて適用する。 (指定でん粉等の価格調整に関する経過措置)

粉交付金の交付に関する経過措置 (でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん

又はこれを原料として製造される国内産いもで ん粉について適用する。 月一日以後に植付けされるでん粉原料用いも 新法第三章第二節の規定は、平成十九年

(でん粉原料用いも交付金の単価に関する経過

告示しなければならない。 でん粉原料用いも交付金の単価を定め、これを 日までに植付けされるでん粉原料用いもに係る により、平成十九年一月一日から十二月三十一 日までに、新法第三十四条第二項の規定の例 農林水産大臣は、平成十八年十二月三十

も交付金の単価は、この法律の施行の日におい前項の規定により定められたでん粉原料用い たものとみなす。 て新法第三十四条第二項の規定により定められ

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 2

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

必要があると認めるときは、新法の規定につい た場合において、新法の施行の状況を勘案し、

第十一条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律 を講ずるものとする。 て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置 (農産物価格安定法の廃止)

第二百二十五号)は、廃止する。 則 (平成二八年一二月一六日法律第

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ いて効力を生ずる日(第三号において「発効 に関する包括的及び先進的な協定が日本国につ (施行期日) 一〇八号)

部改正に伴う経過措置) (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の 附則第九条の規定 公布の日 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 日」という。)から施行する。ただし、次の各

第六条 施行日の属する第七条の規定による改正 後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

> く」とする。 シップに関する包括的及び先進的な協定の締結 法」という。) 第六条第二項の規定の適用につ 関する法律(第三項及び第四項において「調整 新調整法第九条第五項及び第十八条の三第二項 規定する加糖調製品糖平均輸入価格についての 製品軽減額及び新調整法第十八条の三第一項に 調整法第九条第一項第一号ニに規定する加糖調 日の二日前の日又は当該初日の前日である場合 八年法律第百八号)の施行の日に定め、遅滞な に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十 ナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナー 前三日までに」とあるのは、「環太平洋パート いては、これらの規定中「その適用期間の初日 において準用する砂糖及びでん粉の価格調整に 区分した期間及び当該期間の翌期間)に係る新 にあっては、施行日の属する同項の砂糖年度を (施行日が同項の砂糖年度を区分した期間の初 (以下この条において「新調整法」という。) 第 八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間

日の前日までの間のいずれかの日である場合に 日の十四日前の日から当該初日の前日までの間 糖年度の翌砂糖年度)については、施行日」と あつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂 (施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初 おいて「施行日」という。)の属する砂糖年度 八年法律第百八号)の施行の日(以下この項に 前十五日まで」とあるのは、「環太平洋パート これらの規定中「毎砂糖年度、当該年度の開始 率についての新調整法第十八条の二第二項及び の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年 する砂糖年度(以下この項及び第四項において に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十 シップに関する包括的及び先進的な協定の締結 ナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナー 第十八条の六第三項の規定の適用については、 十八条の六第一項に規定する加糖調製品糖調整 する加糖調製品糖調整基準価格及び新調整法第 度)に係る新調整法第十八条の二第一項に規定 のいずれかの日である場合にあっては、施行日 「砂糖年度」という。)(施行日が砂糖年度の初 施行日の属する新調整法第二条第九項に規定

3 場合にあっては、 の初日の二日前の日又は当該初日の前日である 定める期間(施行日が同項の政令で定める期間 施行日の属する調整法第六条第一項の政令で 施行日の属する同項の政令で

4 する。 律第百八号)の施行の日に定め、遅滞なく」と 関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法 までに」とあるのは、「環太平洋パートナーシ 定める期間及び当該期間の翌期間)に係る新調 ップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップ ついては、同項中「その適用期間の初日前三日 て準用する調整法第六条第二項の規定の適用に 調製品糖標準価格についての同条第五項におい 整法第十八条の二第一項第二号に規定する加糖 に関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う 施行日の属する砂糖年度(施行日が砂糖年度

三項の規定の適用については、同項中「毎砂糖 条第二項において準用する調整法第二十四条第 糖年度)については、施行日に定め、遅滞な行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂 日」という。)の属する砂糖年度(施行日が砂 の締結及び環太平洋パートナーシップに関する とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定 年度、当該年度の開始前十五日までに定めて」 第二号の農林水産大臣が定める額についての同 糖年度)に係る新調整法第二十五条の二第一項 行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂 く、」とする。 糖年度)については、施行日に定め、 糖年度の初日前十四日から当該初日の前日まで 号)の施行の日(以下この項において「施行 包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律 間のいずれかの日である場合にあつては、施 整備に関する法律(平成二十八年法律第百八 間のいずれかの日である場合にあっては、施 |初日の十四日前の日から当該初日の前日まで

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規 適用については、 定によりなお従前の例によることとされる場合 (政令への委任) における施行日以後にした行為に対する罰則 なお従前の例による。

経過措置を含む。)は、政令で定める。 附 (平成三〇年七月六日法律第七〇

第九条 この附則に規定するもののほか、この

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

号

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附

(令和四年六月一七日法律第六八

施行期日)

(施行期日)

号

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 第五百九条の規定 公布の日

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 当